

## 入札説明書 補足事項 ①

① 令和8年度配水管整備工事等で発生する不用品売買（千葉水道事務所管内 鋳鉄管等）に係る一般的な事項について下記のとおり補足する。

### 1 納入物

納入物は水道用鋳鉄管  $\phi 50 \sim \phi 2000$ 、水道用鋼管、消火栓、仕切弁、鉄蓋等の鉄屑とする。

上記納入物は堀上品の為、多少の土砂、コンクリート、赤錆、管内モルタル、塗装（ポリウレタン樹脂塗装）等の異質物が付着しているが、乙は、甲が発注する工事の受注業者に対して納入物の水洗い等の過剰な要求をしてはならない。

### 2 納入見込数量 1,002,091.0 kg

### 3 不用品納入場所

不用品納入場所は、千葉水道事務所（千葉市中央区南町 1-4-7）を起点とし一般道走行距離で 20km 以内とする。

### 4 不用品運搬

上記納入場所までの不用品運搬は、千葉県企業局が発注する工事の受注業者が行う。

### 5 ダスト引き

不用品納入の際、ダスト引き（納入質量から第1項記載の異質物質量の控除）を行つてはならない。

### 6 契約種別

単価契約とする。入札書に記載された単価に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

## 入札説明書 補足事項 ②

② 令和8年度配水管整備工事等で発生する不用品売買（千葉水道事務所管内 鉛管・ステンレス管等）に係る一般的事項について下記のとおり補足する。

### 1 納入物

納入物は水道用鉛給水管  $\phi 13 \sim \phi 40$ （鉛含有量99%程度）等の鉛屑及び水道用ステンレス給水管  $\phi 20 \sim \phi 50$ 等のステンレス屑とする。

上記納入物は堀上品の為、多少の土砂、コンクリート等の異質物が付着しているが、乙は、甲が発注する工事の受注業者に対して納入物の水洗い等の過剰な要求をしてはならない。

### 2 納入見込数量

|          |              |
|----------|--------------|
| 【鉛屑】     | 1, 289. 3 kg |
| 【ステンレス屑】 | 175. 2 kg    |

### 3 不用品納入場所

不用品納入場所は、千葉水道事務所（千葉市中央区南町 1-4-7）を起点とし一般道走行距離で20km以内とする。

### 4 不用品運搬

上記納入場所までの不用品運搬は、千葉県企業局が発注する工事の受注業者が行う。

### 5 ダスト引き

不用品納入の際、ダスト引き（納入質量から第1項記載の異質物質量の控除）を行つてはならない。

### 6 契約種別

単価契約とする。入札書に記載された単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

## 入札説明書 補足事項 ③

③ 令和8年度配水管整備工事等で発生する不用品売買（船橋水道事務所管内 鋳鉄管等）に係る一般的な事項について下記のとおり補足する。

### 1 納入物

納入物は水道用鋳鉄管  $\phi 50 \sim \phi 2000$ 、水道用鋼管、消火栓、仕切弁、鉄蓋等の鉄屑とする。

上記納入物は堀上品の為、多少の土砂、コンクリート、赤錆、管内モルタル、塗装（ポキシ樹脂塗装）等の異質物が付着しているが、乙は、甲が発注する工事の受注業者に対して納入物の水洗い等の過剰な要求をしてはならない。

### 2 納入見込数量 883, 083. 2 kg

### 3 不用品納入場所

不用品納入場所は、船橋水道事務所（船橋市高瀬町 62-12）を起点とし一般道走行距離で20km以内とする。

### 4 不用品運搬

上記納入場所までの不用品運搬は、千葉県企業局が発注する工事の受注業者が行う。

### 5 ダスト引き

不用品納入の際、ダスト引き（納入質量から第1項記載の異質物質量の控除）を行つてはならない。

### 6 契約種別

単価契約とする。入札書に記載された単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

## 入札説明書 補足事項 ④

④ 令和8年度配水管整備工事等で発生する不用品売買（船橋水道事務所管内 鉛管・ステンレス管等）に係る一般的な事項について下記のとおり補足する。

### 1 納入物

納入物は水道用鉛給水管  $\phi 13 \sim \phi 40$ （鉛含有量99%程度）等の鉛屑及び水道用ステンレス給水管  $\phi 20 \sim \phi 50$ 等のステンレス屑とする。

上記納入物は堀上品の為、多少の土砂、コンクリート等の異質物が付着しているが、乙は、甲が発注する工事の受注業者に対して納入物の水洗い等の過剰な要求をしてはならない。

### 2 納入見込数量

|          |              |
|----------|--------------|
| 【鉛屑】     | 1, 220. 8 kg |
| 【ステンレス屑】 | 87. 1 kg     |

### 3 不用品納入場所

不用品納入場所は、船橋水道事務所（船橋市高瀬町 62-12）を起点とし一般道走行距離で20km以内とする。

### 4 不用品運搬

上記納入場所までの不用品運搬は、千葉県企業局が発注する工事の受注業者が行う。

### 5 ダスト引き

不用品納入の際、ダスト引き（納入質量から第1項記載の異質物質量の控除）を行つてはならない。

### 6 契約種別

単価契約とする。入札書に記載された単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

## 入札説明書 補足事項 ⑤

⑤ 令和8年度配水管整備工事等で発生する不用品売買（市川水道事務所管内 鋳鉄管等）に係る一般的な事項について下記のとおり補足する。

### 1 納入物

納入物は水道用鋳鉄管  $\phi 50 \sim \phi 2000$ 、水道用鋼管、消火栓、仕切弁、鉄蓋等の鉄屑とする。

上記納入物は堀上品の為、多少の土砂、コンクリート、赤錆、管内モルタル、塗装（ポキシ樹脂塗装）等の異質物が付着しているが、乙は、甲が発注する工事の受注業者に対して納入物の水洗い等の過剰な要求をしてはならない。

### 2 納入見込数量 751, 893. 6 kg

### 3 不用品納入場所

不用品納入場所は、市川水道事務所（市川市南八幡 1-10-15）を起点とし一般道走行距離で 20km 以内とする。

### 4 不用品運搬

上記納入場所までの不用品運搬は、千葉県企業局が発注する工事の受注業者が行う。

### 5 ダスト引き

不用品納入の際、ダスト引き（納入質量から第1項記載の異質物質量の控除）を行つてはならない。

### 6 契約種別

単価契約とする。入札書に記載された単価に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

## 入札説明書 補足事項 ⑥

⑥ 令和8年度配水管整備工事等で発生する不用品売買（市川水道事務所管内 鉛管・ステンレス管等）に係る一般的な事項について下記のとおり補足する。

### 1 納入物

納入物は水道用鉛給水管  $\phi 13 \sim \phi 40$ （鉛含有量99%程度）等の鉛屑及び水道用ステンレス給水管  $\phi 20 \sim \phi 50$ 等のステンレス屑とする。

上記納入物は堀上品の為、多少の土砂、コンクリート等の異質物が付着しているが、乙は、甲が発注する工事の受注業者に対して納入物の水洗い等の過剰な要求をしてはならない。

### 2 納入見込数量

|          |              |
|----------|--------------|
| 【鉛屑】     | 1, 709. 8 kg |
| 【ステンレス屑】 | 367. 3 kg    |

### 3 不用品納入場所

不用品納入場所は、市川水道事務所（市川市南八幡 1-10-15）を起点とし一般道走行距離で20km以内とする。

### 4 不用品運搬

上記納入場所までの不用品運搬は、千葉県企業局が発注する工事の受注業者が行う。

### 5 ダスト引き

不用品納入の際、ダスト引き（納入質量から第1項記載の異質物質量の控除）を行つてはならない。

### 6 契約種別

単価契約とする。入札書に記載された単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。